

2009年1月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2008年12月24日付けで諮問（第364号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、平成21年10月から、市民税・県民税について年金からの特別徴収が行われることになった。

それに伴い、経由機関（社団法人地方税電子化協議会、以下「協議会」という。）を経由して、特別徴収義務者（年金保険者）との間で、市民税・県民税の特別徴収にかかる情報交換業務（年金受給者のデータの收受や特別徴収額（年金からの徴収額）のデータの送付等）を行う必要が生じた。

このことから、総合行政ネットワーク（LG-WAN）回線を使用して、市民税・県民税の特別徴収にかかる情報交換業務を行うものである。

その情報交換業務を行うに際し、コンピュータを使用し、伝送で行うことに

対して、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、特別徴収対象者（年金から市民税・県民税を天引きできるか）を特定する要件として、支払われる年金から介護保険料を特別徴収している者、かつその者に支払われる年金から天引きされる所得税の源泉徴収税額・介護保険料・国民健康保険料又は後期高齢者医療制度保険料の合算額が年金受給額の2分の1を越えない者があることから、介護保険料の特別徴収に関する情報（特別徴収対象者情報、特別徴収依頼情報）が不可欠であり、この必要情報の収集の方法については、介護保険料については介護保険課、国民健康保険料又は後期高齢者医療制度保険料については保険年金課から収集し、その事務はコンピュータ処理で行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に併せて諮問するものである。

(2) コンピュータ処理を行う必要性

主に次の4点の理由から、特別徴収にかかる情報交換業務をコンピュータにより処理したい。

ア 伝送を使用しない他の方法が無く、情報交換後の作業に支障があるため。

イ 情報交換業務を伝送を利用し、専用ネットワークの使用、データの暗号化などセキュリティを強化することができ、安全になるため。

ウ 情報交換をするデータが膨大であるため、コンピュータによらない処理では業務に支障をきたすため。（公的年金等支払報告書：約10万件、特別徴収対象者：約2万4千件）

エ 公的年金からの特別徴収対象者判定をする事務は、大量のデータを取り扱うことから、コンピュータによらない処理では業務に支障をきたすため。

(3) コンピュータ処理を行う個人情報

レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号、年金コード、生年月日、性別、氏名（カナ・漢字）、住所（郵便番号・カナ・漢字）、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額欄、支払金額、源泉徴収額、本人の障害に関する事、控除対象配偶者に関する事、扶養親族の人数等に関する事、扶養親族のうち障害者の人数等に関する事、社会保険料の金額、摘要、支払年分

(4) コンピュータ処理の内容

伝送端末で行われるコンピュータ処理の内容は次のとおりである。

ア 伝送データ受信時

協議会から送信されたデータを市民税課担当職員が伝送端末にて受信し、そのままデータを磁気ディスク（MO）に格納し、IT推進課に持参する。

イ 伝送データ送信時

送信日に市民税課担当者がデータの収録された磁気ディスク（MO）をIT推進課から持参し、伝送端末にデータを格納し協議会へデータを送信する。

ウ 伝送データ受信・送信作業終了後、伝送端末内のデータは、市民税課担当職員が速やかに削除する。

(5) システムの機器構成

ア 端末	NEC PC-MY30AEZ76
イ MOドライブ	I.O DATA MOP2-U1.3P
ウ ソフトウェア	共同利用型審査システム

(6) 安全対策

ア データの伝送方法について

協議会と総合行政ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報への漏洩を防止する。また、送受信の際は、協議会から提供された共同利用型審査システム（年金特徴版）を使用することにより、データを暗号化し容易に解読できなくするなど、セキュリティを強化する。

イ 端末に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 共同利用型審査システム（年金特徴版）に係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 磁気ディスク（MO）の管理について

伝送端末と市県民税課税システムの情報交換で使用した磁気ディスク（MO）は、市民税課の施錠可能なキャビネットにて1ヶ月間保管、翌月データを消去する。

オ 端末内のデータの管理について

端末内にあるデータについては、磁気ディスク（MO）に書き込み後及び伝送後に消去する。

また、磁気ディスク（MO）への書き込みは、専用のセキュリティソフトを使用し、管理者（市民税課長）がキーを管理し、管理者が許可した者に貸し出しをする。

なお、協議会では、「個人情報の収集と保護」について規定を取り決め、個人情報の管理・保護に適正な取扱いに努めている。

(7) 実施時期

平成21年1月下旬

(8) 提出資料

- ア 地方税法等の一部を改正する法律（抜粋）
- イ 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（抜粋）・地方税法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）
- ウ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の事務処理について
- エ 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入
- オ 個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る事務処理要領
- カ 公的年金からの特別徴収対象者判定に伴うフローチャート及び個人情報
- キ 公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信に係る個人情報一覧表
- ク システム構成図
- ケ 個人情報の収集と保護

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

- ア 伝送を使用しない他の方法が無く、情報交換後の作業に支障がある。
 - イ 情報交換業務を伝送を利用し、専用ネットワークの使用、データの暗号化などセキュリティを強化することができ、安全になる。
 - ウ 情報交換をするデータが膨大であるため、コンピュータによらない処理では業務に支障をきたす。（公的年金等支払報告書：約10万件、特別徴収対象者：約2万4千件）
 - エ 公的年金からの特別徴収対象者判定をする事務は、大量のデータを取り扱うことから、コンピュータによらない処理では業務に支障をきたす。
- 以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからオまでに掲げる措置を講じていることとしている。

ア データの伝送方法について

協議会と総合行政ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止する。また、送受信の際は、協議会から提供された共同利用型審査システム（年金特徴版）を使用することにより、データを暗号化し容易に解読できなくするなど、セキュリティを強化する。

イ 端末に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 共同利用型審査システム（年金特徴版）に係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 磁気ディスク（MO）の管理について

伝送端末と市県民税課税システムの情報交換で使用した磁気ディスク（MO）は、市民税課の施錠可能なキャビネットで1ヶ月間保管、翌月データを消去する。

オ 端末内のデータの管理について

端末内にあるデータについては、磁気ディスク（MO）に書き込み後及び伝送後に消去する。

また、磁気ディスク（MO）への書き込みは、専用のセキュリティソフトを使用し、管理者（市民税課長）がキーを管理し、管理者が許可した者に貸し出しをする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。ただし、協議会における安全対策の状況が不明確であるので、協議会においてどのような安全対策が講じられているのかを協議会に確認し、確認した内容を報告することを条件とするものである。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上